

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年8月26日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時14分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第3回定例会提出予定案件)

① 水戸市都市公園に関することについて

(体育施設整備課)

2 出席委員(6名)

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 中 真 己 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
総務部長	園 部 孝 雄 君		
財務部長	白 田 敏 範 君	財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副部長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君		
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議会事務局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君

6 事務局職員出席者

議事課長	大 嶋 実 君	書記	武 田 侑 未 子 君
------	---------	----	-------------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

なお、国の緊急事態宣言の発出に伴い、本日の執行部の出席は、各部長、副部長及び報告事項の関係課長等として最小限にとどめておりますので、あらかじめ御了承を願います。

また、委員会の会議時間の短縮を図るため、スムーズな議事進行に御協力をいただきますよう、よろしく願います。

福島委員。

○福島委員 委員長になってからね、総務環境委員会というのはほかの委員会に比べれば、ほかはみんな12時ぐらいまでやっているんですよ。うちは大体30分ぐらいでずっと終わっているんですよ。だからね、私は長くやって、しつこくやっているとは思わない。それと今、大切なことは、所管の総務環境委員会で財政支出、特にコロナワクチン、コロナについて改めて委員会をやってもらいたいんだよね、通告制だから言っておかなかったのはあれだけでも。

今、どんどん市役所の職員はこうやって委員会に出ないで、自分だけ守ろうとしている。それよりも市民がコロナにならないことを考えるのが当たり前じゃないの。自分らは逃げちゃって、市民のためにコロナ対策はどうやっているの。我々はどのように財政が出ていくのか、コロナだけでこの3年間、それで今後どうするのか。というのは、それがワクチンも3回打つとか、それから今新たに家畜、要するに犬猫、鶏、そういうところからコロナが出るという話もある。そういう対策のほうも今後やらなきゃならない。けれども、今、水戸市がどんどん増えているというのは、その対策に対して私らに何も報告もない。結果を究明すれば、必ず原因があるでしょう。じゃ、何で増えているんだと、どうやっているんだと、またその対策はどういうお金が必要なんだと、そういうのは財政ですから。それこそ早く予算づけして手を打たなきゃならないじゃないかということ、例えば、報告が来ているけれども保健所の職員もなつた。こうやって減らすというのは、職員が相当なっているんじゃないかと思うんです。そういう報告が何もなし。だからそれらのコロナに対する取組姿勢というのは財政が伴うものだから、この所管の総務環境委員会が大事なわけです。どういう手を打って、今までやったけれども駄目だったと、じゃ、何が必要なんだと、それから、いろいろアストラゼネカとか問題はありますが、ただ、我々には、水戸市のワクチンの率ですよ、なんかも何ら報告もないんだよね。今、何%、何人やっていますよ、今後何人やりますよ、じゃ、いつ終わりますよとか。そういうのを、どんどん増えているんだから対策を講じなきゃならないでしょうよ、それらに対して何もなし。今度、委員長、1回この総務環境委員会でワクチンだけで委員会を開いてくださいよ。

○高倉委員長 まずですね、本日の出席説明員につきましては、今、国の緊急事態宣言ということで、やはり感染対策の方針に努めなければならないということで議長と相談をいたしまして、正副委員長のほうで執行部のほうにこういった出席の人数を求めたものでございますので、この点は御了承を……

○福島委員 委員長ね、それは今日はいいいんですよ。ただ、我々委員会の出席とか人数とかというのは、地方自治法で決まった定数でやっているんですからね。だから、ここに出席しなくてもいいよというのが総務省から通達が普通は来ているわけですよ。それなりにやらなきゃならないということですから、ただその場

それぞれ掲載してございます。

今回設置いたします大型映像装置につきましては、6ページのイメージパース図では、図面中央部の天井部からついている装置が4面型の映像装置でございまして、また、図面左側、観覧席上部の壁面に沿って設置いたします装置が帯型の映像装置となりますので、御参照願います。

なお、本件につきましては、第3回市議会定例議会に議案として提出してまいりますので、よろしく願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

福島委員。

○福島委員 これ、参照条文の第10条に有料公園施設と書いてあります。有料公園というのは水戸市の中で幾つあるのか。それと、児童公園や通常の都市公園法に基づく公園、この明細を出してもらいたい。例えば、児童公園が何か所とかね、都市公園が何か所とかあるわけだから。あと、特に、この前も千波湖、偕楽園をネーミングライツで売っちゃうなんていう話が出たんだけど、そういう、法的に徳川光圀公の公園が売れるのか、私は日本全国でどこも見たこともないのに、水戸市だけ売っちゃうべという考えは何に基づいているのか。誰がやったんだと言ったら、都市計画部長が俺がやったんだなんて言うんだけど、こういうことは売りに出せるのか、俺、不思議でしょうがないんだけど。日本全国どこだって、三名園が売りに出されたという話は聞いたことがないんだ。だからそういうのも次回、資料として出してください。

○高倉委員長 今、福島委員のほうから水戸市の都市公園に関する明細について、資料請求がございました。それと、もう1点、ネーミングライツに対する法的根拠の資料、これは……

〔「次回でいい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 こちらで、所管で。

○福島委員 条文があるわけだろ。それからもう一ついいかな。都市公園法に基づく水戸市のいろいろ所管が違うんだね、児童公園とかね、都市公園とかいろいろ。そういう都市公園法に基づく公園の明細。

○高倉委員長 法律上のその公園。

○福島委員 そうそう。

○高倉委員長 そうしますと、今回の議案に関わるもので、都市公園に関するものの法的な位置づけの明細ですね。特に、水戸市内にどういったものがあるのか、その明細を出していただくということですね。

それと、今、ネーミングライツについてのことですけれども、これは。

〔「関係課で調整させていただいて」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 出せるようであれば。

○福島委員 水戸市の公園は、そんな売りに出せるのかという、不思議でしょうがないよ。

○高倉委員長 じゃ、その2点に関する資料請求ということにしたいと思います。

ほかにはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、資料請求については終わります。

それでは、次回の委員会にただいまの資料の提出を願いたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時14分 散会